

兵庫県公報

平成30年1月19日 金曜日 第2969号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び再開の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）…………… 4
- 地域森林計画の一部変更（林務課）…………… 4
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）…………… 5
- 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）…………… 6
- 重要調整池に係る検査の結果（中播磨県民センター）…………… 6

告 示

兵庫県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
三木歯科医院	明石市小久保5-17-2	平成29年10月1日
きのこ歯科子ども歯科	同 市大久保町大久保町450-1	同 年11月1日
かるがも薬局新伊丹店	伊丹市梅ノ木2-1-15 新伊丹ビル1階	同 年8月16日
訪問看護ステーションそらまめ	加古川市神野町西条1049-1-203	同 年10月1日
鈴木内科医院	西脇市野村町茜が丘1-1	同 年11月1日
あかね薬局	同 市野村町茜が丘1-20	同
しばたに整形外科クリニック	宝塚市中山寺1-11-12 中山観音メディカルビル2階	同
くろみ薬局	同 市中山寺1-11-12 中山観音メディカルビル1階	同
宝塚こころのクリニック	同 市川面5-10-25	同

センター薬局見野店	川西市見野 2—19—34	平成29年10月 1 日
みのる歯科医院	南あわじ市市十一ヶ所10—45	同 年 9 月25日
有限会社向平調剤薬局	朝来市生野町口銀谷字町2089—2	同 年10月 1 日
さくら調剤薬局一宮店	宍粟市一宮町須行名496—20	同 年11月 1 日
ウエルシア薬局加東東条店	加東市天神260	同
かわぐち腎泌尿器科・内科クリニック	加古郡稲美町国岡 2—9—7 コスモビル 1 階	平成29年10月 2 日
いぶき薬局	同 郡同 町国岡 2—9—14	同 年11月 1 日
しらい皮フ科クリニック	同 郡同 町中一色字青の井821—1	同
らら薬局中一色南店	同 郡同 町中一色821—1	同
西播訪問看護リハビリステーション恵比寿	揖保郡太子町鶴955—8	平成29年10月 1 日
村岡かがやき薬局	美方郡香美町村岡区村岡350—13	同



兵庫県告示第42号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
三浦医院	赤穂郡上郡町駅前231	住所表示

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
三木歯科医院	明石市小久保 5—17—3
北岡内科	伊丹市南本町 1—2—17
かるがも薬局新伊丹店	同 市梅ノ木 2—1—15 新伊丹ビル 1 階
伊藤整形外科	宝塚市伊子志 3—16—46
ゴダイ薬局氷上本郷店	丹波市氷上町本郷322—5
みのる歯科医院	南あわじ市市小井446—7 光ハイツ 3 番館104・105
有限会社向平調剤薬局	朝来市生野町口銀谷1975
ゴダイ薬局神崎店	神崎郡神河町福本75
西播訪問看護リハビリステーション恵比寿	揖保郡太子町鶴955—8



兵庫県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
宮本薬局	豊岡市寿町7-4	宮 本 康 志	豊岡市寿町7-4	平成29年11月1日
薬局クリアさくら町店	同 市桜町11-7	家 現 征 史	同 市日高町国分寺113-3-202	同 年10月1日
前田クリニック	丹波市柏原町母坪353-1	医療法人社団前田クリニック	丹波市柏原町母坪353-1	同 年8月1日
有本歯科医院	篠山市郡家896	有 本 貴 昌	篠山市郡家896	同 年10月18日
ルース居宅介護支援事業所	三田市下田中42-1	合同会社光栄	三田市下田中42-1	同 年11月1日



兵庫県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び再開の届出があった。

平成30年1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
訪問看護ステーションIYASAKA	伊丹市野間北1-3-4 岸本文化203	株式会社SHIFT	大阪府豊中市上新田4-16-12 南千里グレースヴィラ101	所在地
訪問看護ステーション相生	相生市双葉2-19-4	社会福祉法人みどり福祉会	相生市若狭野町雨内800-141	同 上
ケアサービスみらい	加古川市加古川町本町465	株式会社みらい	加古川市加古川町本町465	同 上
えるもデイサービス	宝塚市中筋7-7-7-103	株式会社えるも	宝塚市中筋7-7-7-201	同 上
居宅介護支援事業所キリン堂	小野市本町648-6	株式会社キリンドウベスト	大阪府吹田市広芝町9-18	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地

有本整形外科居宅介護支援事業所	明石市桜町14-23	医療法人社団仁有会	明石市桜町14-23
医療法人社団仁有会有本整形外科	同 上	同 上	同 上

3 再開の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
えるもデイサービス	宝塚市中筋7-7-7-103	株式会社えるも	宝塚市中筋7-7-7-201



兵庫県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
玉 川 徹	明石市西明石北町1-10-20	シルバーケア鍼灸治療院	明石市西明石北町1-10-20	平成29年10月5日
望 月 靖 仁	同 市朝霧南町2-488-170	もちづき整骨院	同 市朝霧南町2-488-170	同 月10日
中 島 満	伊丹市池尻3-205-10	なかじま鍼灸整骨院	伊丹市鴻池6-16-48	平成29年9月19日



兵庫県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

平成30年1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地
玉 川 徹	明石市西明石北町1-10-20	玉川鍼灸接骨治療院	明石市西明石北町1-10-21



兵庫県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の一部変更は、公表の日からその効力を生ずるものとする。

平成30年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 一部変更した地域森林計画及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
加古川地域森林計画の一部変更	平成29年 4月 1日から 平成39年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	平成26年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	平成27年 4月 1日から 平成37年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 一部変更年月日

平成29年12月28日



兵庫県告示第48号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
医療法人社団魚橋会 魚橋病院
相生市若狭野町若狭野235-26
理事長 魚 橋 武 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
医療法人社団魚橋会 魚橋病院
相生市若狭野町若狭野235-26
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	68号の2イ ちゆう房施設
能	力	1,352食/日
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6時~13時30分、14時30分~19時30分 12時間30分

使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	350	400
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	350
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	400	450
	窒素含有量 (単位 mg/L)	60	120
	リン含有量 (単位 mg/L)	10	16
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		95	95

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年1月19日から同年2月9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び相生市市民生活部環境課



兵庫県告示第49号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

平成30年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

商号又は名称 神戸ハウジングサービス株式会社
 代表者氏名 原田美徳
 事務所所在地 神戸市中央区相生町四丁目3番1号
 免許番号 兵庫県知事(3)第11177号
 免許年月日 平成29年7月25日

2 処分の内容

平成30年1月24日から同年2月14日までの22日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第50号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年1月19日

中播磨県民センター長 田中基康

1 重要調整池の所在地

神崎郡神河町上小田字大畑881番56号ほか

2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
神河町	神崎郡神河町寺前64番地	町長 山 名 宗 悟